

PFAS 存在状況緊急調査事業における指針値超過事案について

現在、県では、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物（PFAS）について、県内全域の河川や地下水における存在状況を網羅的に調査しており、地下水1地点（井戸水）で暫定指針値超過が疑われる事案が発生したため、当該地点及び当該地点の周辺4地点（4方向）において調査を実施したところ、全地点で超過が判明した。

なお、当該地点から半径500mの区域内井戸の利用状況を調査し、飲用井戸の利用者に対しては、飲用を控え水道水の利用を促す飲用指導を行った。（対象区域：西都市大字岡富の一部、新富町瀬口地区の一部）

1 指針値超過地点

西都市大字岡富（新富町との境付近）

2 調査結果等

地点	当該地点	周辺地点①	周辺地点②	周辺地点③	周辺地点④
PFOS 及び PFOA	57 ng/L	66 ng/L	55 ng/L	64 ng/L	71 ng/L
井戸の用途	雑用	雑用	雑用	飲用・雑用	雑用
方角	—	南西	北西	北北東	東南東
距離	—	約80m	約110m	約120m	約190m

※暫定指針値：PFOS 及び PFOA 50 ng/L 以下

採水日：令和6年2月21日 結果判明日：令和6年2月28日

3 今後の対応

当該地点を中心に周辺の地下水調査を半径500m程度にまで広げ、指針値超過の範囲を確認するとともに原因調査を行う。

4 問い合わせ先

周辺水質調査に関すること 県環境管理課 TEL 0985-26-7085  
 （西都市）地下水の飲用・その他相談窓口  
 西都市生活環境課 TEL 0983-43-3485  
 （新富町）地下水の飲用 高鍋保健所 TEL 0983-22-1330  
 その他相談窓口 新富町都市建設課 TEL 0983-33-6072

【参 考】

PFAS (PFOS 及び PFOA) は、様々な用途（泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤等）に用いられ、人への健康影響が疑われたことから、国は要監視項目として指定し、暫定指針値（体重50kgの人が、水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる値）50ng/Lを設定した。

【問い合わせ先】環境森林部環境管理課水保全対策担当 担当者：小玉・藤田  
 TEL：0985-26-7085（内線2382） E-mail：kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp